

不在者投票の期間・時間等

選挙の種類	投票用紙等の請求期間	不在者投票のできる期間	不在者投票のできる時間
参議院議員通常選挙 (県選出・比例代表)	～7月19日(土)	7月4日(金) ～ 7月19日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時※

※ 全ての事務手続きを郵便により行いますので、時間に余裕をもって請求・投票等を行ってください。
(下記の手続きを参照願います。)

※ 指定病院・老人ホームでの不在者投票については、施設長等に依頼してください。

**※公示前であっても不在者投票用紙等の請求を行うことができます。ただし、投票用紙等の送付は、
公示日(7月3日)以後となります。**

◆ 不在者投票の手続き

① 投票用紙等を請求する



投票用紙等を郵便で
飯舘村選管に請求
する。

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、飯舘村選挙管理委員会へ郵送してください。1人につき1枚必要となります。

(メールやFAXでの請求はできません。)

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」は、村のホームページからダウンロードしてください。また、村選挙管理委員会へ連絡頂ければ郵送します。

※ 「不在者投票請求書・宣誓書」の記載例を参考に記入してください



② 投票用紙等を受け取る



避難先の自宅で投
票用紙等を受け取
る。

郵送された封筒(投票用紙、投票用封筒(外封筒、内封筒)、不在者投票証明書)を受け取って下さい。

**【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないで
ください。投票ができなくなります。**



③ 避難先(滞在地)の市区町村で投票する



避難先の不在者投
票所で投票する。

受け取った封筒を持参して、滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票する。

※ 原則、投票できる時間は**午前8時30分～午後8時まで(執務時間内)**となっていますが、市役所(役場)の支所・出張所等が不在者投票所の場合は、午後8時まで投票ができないこともあります。投票するにあたっては、避難先(滞在地)の市区町村へお問い合わせください。

【注意】不在者投票は、郵便で送致されますので、できるだけ7月17日(木)までに不在者投票を行ってください。

飯舘村選挙管理委員会 (TEL : 0244-42-1611)